

議案第 3 2 号

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について医療費控除の特例適用期間を延長するとともに雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市税賦課徴収条例(昭和30年調布市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」を「及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」に改める。

第32条第1号中「扶養親族」を「扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」に改める。

第34条の6第1項第2号及び第3号中「寄附金(」を「寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第5号及び第6号中「寄附金(」を「寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第8号中「寄附金(」を「寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第10号中「もの」を「もの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」に改める。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」を「及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」に改める。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(令和2年調布市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、調布市税賦課徴収条例第46条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、調布市税賦課徴収条例第46条の2第4項の改正規定中「又は第31項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第2条のうち、調布市税賦課徴収条例第48条の改正規定中「第48条第4項」を「第48条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、調布市税賦課徴収条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中調布市税賦課徴収条例第34条の6第1項の改正規定及び同

条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中調布市税賦課徴収条例第24条第2項，第32条第1号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中調布市税賦課徴収条例附則第10条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第34条の6第1項の規定は，所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し，所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の調布市税賦課徴収条例第34条の6第1項に規定する寄附金又は金銭については，なお従前の例による。

2 改正後の条例の規定中個人の市民税に関する部分は，令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和5年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。